○水道施設等の破損事故に伴う損害賠償取扱要綱

令和８年４月１日
要綱第２号

（目的）

第１条　この要綱は、水道事業条例（昭和47年条例第１号）第51条の規定により西空知広域水道企業団が管理する水道施設等を破損させたことにより生じた損害について、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づく損害賠償請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「水道施設等」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第８項に規定する施設及び付帯施設（個人の給水管を含む。）をいう。

（事故発生報告）

第３条　水道施設等の破損事故を発生させた者（以下「原因者」という。）は、すみやかに西空知広域水道企業団に通報しなければならない。

２　原因者は、原形復旧に要する費用等について損害賠償責任を負う。

３　企業長は、本条第１項の通報を受けたときは、直ちに担当職員を事故現場に派遣し、事故の確認調査を行わせなければならない。

４　担当職員は、原形復旧を行うこと及び原因者が損害賠償を負担しなければならないことを原因者（現場責任者を含む。）に通告するとともに、原因者から「水道施設等破損事故費用負担確認書（別記様式第１号）」を徴するものとする。

５　原因者は、破損事故の復旧後速やかに、「水道施設等破損事故報告書（別記様式第２号）」を企業団に提出しなければならない。

６　担当職員は、報告書の提出を受けた場合は立会所見を記載し、報告書を複写し、原因者とその状況を共有するものとする。

（賠償額の算定）

第４条　原因者が水道施設等を破損した場合は、復旧工事費及びその他経費の合計額を賠償しなければならない。ただし、企業長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

２　復旧工事費は、破損修理を実施した復旧業者により算定する。

３　その他経費の算定は、次の各号のとおりとする。

(1)　事務経費

工事監督、仕切弁等操作、給水運搬及び給水袋等の経費について、実際に企業団職員が対応した内容で計上し、担当職員は「破損修理明細書（事務経費分）」（別記様式第３号）を作成するものとする。

ア　工事監督及び仕切弁等操作経費

世話役相当の労務時間分を計上する。給水運搬等については普通作業員相当の労務時間分を計上する。

労務時間に関する割増は、昼として午前８時45分から午後５時30分まで、夜として午前５時から午前８時45分まで及び午後５時30分から午後10時まで、深夜として午後10時から午前５時までに区分し算定し、昼を標準として、夜は２割５分増、深夜は５割増とする。また、日曜及び祝祭日の夜については３割５分増とし、深夜は６割増しとする。

イ　給水運搬及び給水袋等経費

給水活動にあたり企業団が保管する給水袋を使用した場合は、当年度の給水袋購入予算額の単価で計上する。

ウ　現場連絡車及び断水広報等の事務所対応経費

工事監督、給水運搬及び給水袋等の合計額の25％を計上する。

(2)　漏水費

破損した管からの漏水量、復旧後の洗管等に要する作業用放水量及び宅内で発生した濁り水の排水量の合計に、１ｍ３当たりの臨時用水道料金を乗じたものを漏水費とし、担当職員は「破損修理明細書（漏水費分）（別記様式第４号）」を作成するものとする。

漏水量は、配水管、給水管の種別を問わずトレンドデータにより算定するものとする。ただし、これにより難い場合は、別表１に定めるところにより口径別により算定するものとする。また、漏水時間は、事故発生から修理が始められるまでの時間とする。

（賠償額の納付）

第５条　企業長は、第４条の規定により算定した損害賠償額を、納入通知書により原因者に通知するものとする。

２　原因者は、納入通知書により賠償額を納期限までに納入するものとする。

３　水道施設等の破損による復旧工事費は、原因者が法人の場合、復旧業者より原因者へ請求する。原因者が個人の場合は、復旧業者が復旧工事費を算定し、企業団より原因者へ請求する。

４　水道施設等の破損により発生したその他経費については、企業団より請求するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については企業長が別に定める。

附　則

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

２　本要綱の施行にあたり水道管等破損に伴う賠償額算定基準（昭和55年基準第３号）及び水道管等破損に伴う賠償額算定基準に対する処理要領（昭和55年要領第１号）は廃止する。

別表１

漏水量の算出

口径	断面積 m^2	漏水量 m^3／hr	補正値	補正漏水量 m^3／hr
13	0.000133	5	1.0	5
20	0.000314	12	1.0	12
25	0.000491	18	1.0	18
30	0.000707	26	1.0	26
40	0.001257	47	1.0	47
50	0.001963	74	0.8	59
75	0.004418	166	0.5	83
100	0.007854	294	0.4	118
125	0.012272	460	0.3	138
150	0.017671	662	0.3	199
200	0.031416	1,178	0.2	236
250	0.049087	1,840	0.2	368
300	0.070686	2,650	0.2	530
400	0.125664	4,710	0.2	942

※　管類の破損条件及び配水管の水圧によって漏水量が異なるため、破損条件としては、その口径が40mmまでは全量放出される量、50mmについては全量放出される量の80％、75mmは50％、100mmは40％、125mmは30％、150mmは30％、200mmは20％、300mm以上は20％とする。

水圧は各町内の平均水圧３kg／m^2とし、事故発生から修理が始められるまでの時間を漏水時間とする。また、オリフィスの流量式にウイリアムとピートの平均衝突係数を考慮し算定するものとする。

別記様式第１号

水道施設等破損事故費用負担確認書

令和　　年　　月　　日

西空知広域水道企業団　企業長　様

下記水道施設を当方の不注意により破損しました。
この事故に起因する損害に対し、一切の費用を当方で負担しますので、修復対応をお願いします。
なお、復旧工事費並びに損害に対する費用は、全額指定する期日までに納入いたします。

１　事故発生場所　　住　所　新十津川雨竜町浦臼　　地先

２　事故発生年月日　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

３　原因者　　所在地

会社名

代表者

工事現場責任者

別記様式第２号

水道施設等破損事故報告書

令和　　年　　月　　日

１　事故発生場所　　新十津川
住　所　雨　竜　町　　地先
浦　臼

２　事故発生年月日　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

３　原因者　　所在地

会社名

代表者

工事現場責任者

４　事故発生原因等

（１）工　事　名

（２）発 注 者 名

（３）施 工 業 者 名

（４）事故発生原因

５　企業団職員事故立会所見（損傷物件、工事施工に際しての指示等）

役職

氏名

別記様式第３号

破損修理明細書(事務経費分)							別記様式第3号
修理年月日							
修理箇所							
修理内容							
修理明細	名　　称	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	備考
	世話役			日			
	普通作業員			日			
	給水パック			個			
	小　　計						
	諸経費	小計の25%を計上	25	%			
	合　　計	税抜き					

別記様式第４号

破損修理明細書(漏水費分)							別記様式第4号
修理年月日							
修理箇所							
修理内容							
修理明細	名　　称	形状寸法	数量	単位	単　価	金　額	備考
	漏水量			m^3			
	作業用放水量			m^3			
	宅内濁水排水量			m^3			
	小　　計						
	漏水費計						
	合　　計	税抜き					